

健康保険被扶養者確認届

※健保記入欄

1次確認	2次確認	担当者

太枠内をご記入のうえ、添付書類をホチキス留めして事務担当者の方へご提出ください。

◆被保険者

記号－番号	－	氏 名	
-------	---	-----	--

配偶者の有無
(該当する方に○)

有 ・ 無

必ずどちらかを記入してください

◆対象となる被扶養者

(フリガナ) 被扶養者氏名	続柄	生年月日	認定日	継続して扶養している場合に記入			すでに扶養からはずれている場合に記入	
				住居について	月平均収入額	職業	扶養をはずれた日	扶養をはずれた理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他 }	円		平成 令和	年 月 日 理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他 }	円		平成 令和	年 月 日 理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他 }	円		平成 令和	年 月 日 理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他 }	円		平成 令和	年 月 日 理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他 }	円		平成 令和	年 月 日 理由

扶養を継続している場合

扶養からはずれている場合

事業所所在地	〒 ー
事業所名称	
事業主氏名	

状況により添付書類が必要となります
裏面の《必要な添付書類》をご確認ください。

保険証を添付

事業所所在地・名称、事業主氏名をご記載のうえ、一緒に提出

受付日付印

※扶養削除する場合、ご記載ください。

《 必要な添付書類 》

対象者	添付書類
子・配偶者	●被保険者と別居している場合 →送金証明(直近3ヶ月分) ※「単身赴任」による別居の場合には不要です ●年金受給者 →直近の年金振込通知書の写し
兄・弟・姉・妹・孫 父母・祖父母	●被保険者と別居している場合 →送金証明(直近3ヶ月分)、住民票(世帯全員記載) ●別居先に同居人がいる場合 →同居人の令和3年度所得証明書(課税証明書) ●年金受給者 →直近の年金振込通知書の写し
義父母・おじ・おば・ 甥・姪・義兄弟姉妹 (同居が条件)	●いずれの場合も必須 →住民票(世帯全員記載) ●年金受給者 →直近の年金振込通知書の写し
削除に該当(全ての続柄共通)	保険証(対象の被扶養者分)

※添付書類はお返しできませんので、必要な場合はコピーを提出してください。

※個人番号(マイナンバー)を使用して所得情報を確認させていただいております。当組合に個人番号(マイナンバー)の登録がない等、一部対象者の方は所得証明書の提出をお願いする場合があります。

※所得証明書(課税証明書)が発行されない場合は、「非課税証明書」を添付してください。

※添付書類は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

《 被扶養者の基準 》

	継続して加入できる人
収入基準	・年収130万円(月収10万8,334円)未満 ※60歳以上または障害年金受給者は、年収180万円(月収15万円)未満 ・被保険者の収入の2分の1未満 ※別居の場合は、被保険者からの送金金額未満
資格	・他の健康保険に加入していない
その他	・被保険者の収入により、生計を維持されている ・夫婦共に収入がある場合、被保険者の方が収入が高いこと(対象者の続柄が子の場合) ※夫婦共同扶養の考え方は「被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入の見込んだもの)が多い方の被扶養者とする。(令和3年4月30日・保保発0430第2号・保国発0430第1号)」とされています。 ・日本国内に住所を有している または、海外に住所を有するが「例外要件に該当」している ※例外要件については、当組合のホームページをご確認ください

★『収入』の考え方

収入に含まれるものは、「給与収入」「営業所得」「年金収入」「不動産収入」「株式の配当所得」など、継続して得られる収入すべてです。